

令和 3 年 2 月

第 1 回稲城市議会定例会議案

(2 月 2 6 日開会
月 日閉会)

氏 名

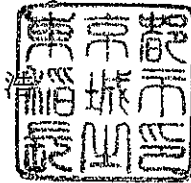


稲城市告示第23号

令和3年第1回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和3年2月19日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 期日 令和3年2月26日
- 2 場所 稲城市議会議場

令和3年第1回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第 4号議案 稲城市長、稲城市副市長及び稲城市教育長の給与の特例に関する条例
- 第 5号議案 稲城市立保育所設置条例の一部を改正する条例
- 第 6号議案 稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 7号議案 稲城市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 8号議案 稲城市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせん条例の一部を改正する条例
- 第 9号議案 稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第10号議案 令和2年度東京都稲城市一般会計補正予算（第11号）
- 第11号議案 令和2年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第12号議案 令和2年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

<当初予算>

- 第13号議案 令和3年度東京都稲城市一般会計予算
- 第14号議案 令和3年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算
- 第15号議案 令和3年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算
- 第16号議案 令和3年度東京都稲城市介護保険特別会計予算
- 第17号議案 令和3年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算

第18号議案 令和3年度東京都稲城市下水道事業会計予算

第19号議案 令和3年度東京都稲城市病院事業会計予算

<その他>

第20号議案 稲城市監査委員の選任について

第21号議案 稲城市道路線の廃止について

<補正予算>

第22号議案 令和3年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）

第4号議案

稲城市長、稲城市副市長及び稲城市教育長の給与の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

コロナ禍における厳しい社会経済情勢及び市の財政状況を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給与の減額を行うことについて特例を定めるため、稲城市長、稲城市副市長及び稲城市教育長の給与の特例に関する条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

稲城市長、稲城市副市長及び稲城市教育長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における市長、副市長及び教育長の給与の支給額を減ずるため、稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号。以下「特別職給与等条例」という。）の特例を定めるものとする。

(市長、副市長及び教育長の給与の特例)

第2条 特別職給与等条例第2条及び第4条第2項に規定する市長、副市長及び教育長の給料月額は、同条例第2条及び同項の規定にかかわらず、特例期間に限り、それぞれ同条及び同項に規定する給料月額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

第2条 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

第5号議案

稲城市立保育所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市立第三保育園及び稲城市立第六保育園の民営化に伴い、稲城市立保育所設置条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市立保育所設置条例の一部を改正する条例

稲城市立保育所設置条例（平成17年稲城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第11条中「別表第2に掲げる」を削る。

別表第2を削る。

別表第1 稲城市立第三保育園の項及び稲城市立第六保育園の項を削り、同表を別表とする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第6号議案

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の改正に伴い、稲城市国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険条例（昭和34年稲城市条例第83号）の一部を次のように改正する。

付則第3条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

付 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正前の稲城市国民健康保険条例付則第3条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症は、この条例による改正後の稲城市国民健康保険条例付則第3条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症とみなす。

第7号議案

稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月26日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市介護保険事業計画（第8期）が令和3年度から開始することに伴う保険料の見直し、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）等の改正及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴い、稲城市介護保険条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市介護保険条例の一部を改正する条例

稲城市介護保険条例（平成12年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条の5の4に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第15条の5の15第2項中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第15条の5の20に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第15条の5の23に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第18条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同項第1号中「28,800円」を「29,900円」に改め、同項第2号及び第3号中「43,200円」を「44,900円」に改め、同項第4号中「51,800円」を「53,800円」に改め、同項第5号中「62,400円」を「64,800円」に改め、同項第6号中「74,800円」を「77,700円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「81,100円」を「84,200円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「93,600円」を「97,200円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「106,000円」を「110,100円」に改め、同項第10号中「112,300円」を「116,600円」に改め、同項第11号中「118,500円」を「123,100円」に改め、同項第12号中「124,800円」を「129,600円」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる者の令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する者 17,000円

(2) 前項第2号に該当する者 28,700円

(3) 前項第3号に該当する者 41,700円

第18条第3項及び第4項を削る。

付則第9条の次に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

付則第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第18条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号

ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の稲城市介護保険条例（以下「新条例」という。）第15条の5の4第3項、第15条の5の15第3項、第15条の5の20第5項及び第15条の5の23第5項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

（適用区分）

第3条 新条例第18条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第 8 号議案

稲城市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症対策特別資金の貸付期限を延長する等のため、稲城市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせん条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

稲城市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせん条例（令和2年稲城市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改め、「前年」の次に「又は前々年」を加える。

第5条及び付則第2条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、第3条第1号の改正規定（「前年」の次に「又は前々年」を加える部分を除く。）は、令和3年2月13日から適用する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正前の稲城市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせん条例第3条第1号に規定する新型コロナウイルス感染症は、この条例による改正後の稲城市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせん条例第3条第1号に規定する新型コロナウイルス感染症とみなす。

第9号議案

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第77号）による対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の改正等に伴い、稲城市火災予防条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

稲城市火災予防条例（昭和45年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「充てんする」を「充填する」に改める。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第11号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項第9号中「異常な」の次に「高温とならないこと。また、異常な」を加え、同項中第12号を第15号とし、第11号の次に次の3号を加える。

(12) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。

以下この号において同じ。）の操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(13) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に内部基板等の機器に影響を与えない構造とするとともに、当該液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(14) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第2項中「前項第8号」を「、前項第8号」に改め、「第9号に」の次に「規定するもののほか、次に」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 温度の異常を自動的に検知する措置

(2) 異常な低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置

(3) 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置

第11条の2第3項中「第9号」の次に「並びに同条第2項（屋外に設けるもの（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）に限る。）」を加える。

第17条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第49条の2を削る。

第57条第1項第17号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第14号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第61条の2各号列記以外の部分中「行い、又は行わせようとする」を「行う」に改め、同条第3号を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第3条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市火災予防条例（以下「新条例」という。）

第11条の2第1項に規定する急速充電設備であって、この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているものについては、なお従前の例による。

（準備行為）

第3条 新条例第57条第1項第14号の規定による届出及び当該届出に係る同条第3項に規定する審査は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第10号議案

令和2年度
東京都稲城市一般会計補正予算（第11号）

令和 2 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度東京都稲城市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 96,313千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,006,872千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		16,104,257	48,334	16,152,591
	1 国庫負担金	5,018,749	37,134	5,055,883
	2 国庫補助金	11,065,476	11,200	11,076,676
17 都支出金		6,390,687	17,518	6,408,205
	1 都負担金	1,958,617	17,518	1,976,135
19 寄附金		15,523	200	15,723
	1 寄附金	15,523	200	15,723
20 繰入金		1,024,742	30,261	1,055,003
	1 基金繰入金	1,024,742	30,261	1,055,003
23 市債		3,130,452	0	3,130,452
	1 市債	3,130,452	0	3,130,452
歳 入 合 計		48,910,559	96,313	49,006,872

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		13,580,075	△18,252	13,561,823
	1 総務管理費	12,810,438	△18,252	12,792,186
3 民生費		16,992,691	68,263	17,060,954
	1 社会福祉費	4,988,343	39,530	5,027,873
	2 児童福祉費	9,765,815	28,382	9,794,197
	4 国民年金費	33,150	351	33,501
8 土木費		3,189,913	23,902	3,213,815
	1 土木管理費	525,102	18,452	543,554
	4 都市計画費	2,011,586	5,450	2,017,036
10 教育費		7,365,467	22,400	7,387,867
	2 小学校費	1,583,034	15,600	1,598,634
	3 中学校費	861,210	6,800	868,010
歳出合計		48,910,559	96,313	49,006,872

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校管理運営費	15,300
10 教育費	2 小学校費	小学校教育振興費	300
10 教育費	3 中学校費	中学校管理運営費	6,800

第3表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填債	103,200	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第一調理場建替 移転事業債	2,068,000	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	1,964,800	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第16款 国庫支出金 (補正額 48,334 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	5,018,749	37,134	5,055,883		
	1 民生費国庫負担金	5,018,749	37,134	5,055,883		
					1 社会福祉費負担金	16,783
					2 児童福祉費負担金	14,191
					4 国民健康保険基盤安定負担金	6,160
2	国庫補助金	11,065,476	11,200	11,076,676		
	2 教育費国庫補助金	261,346	11,200	272,546		
					1 小学校費補助金	7,800
					2 中学校費補助金	3,400
	計	16,104,257	48,334	16,152,591		

第17款 都支出金 (補正額 17,518 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都負担金	1,958,617	17,518	1,976,135		
	1 民生費都負担金	1,957,549	17,518	1,975,067		
					1 社会福祉費負担金	8,392
					2 児童福祉費負担金	7,095
					4 国民健康保険基盤安定負担金	2,031

(単位：千円)

説	明
(障害福祉課)	16,783
障害者自立支援給付費等負担金(1/2)	16,783
(障害福祉課)	14,191
児童保護費等負担金(1/2)	14,191
(保険年金課)	6,160
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分(1/2)	6,160
(教育総務課)	7,800
学校保健特別対策事業費補助金(1/2)	7,800
(教育総務課)	3,400
学校保健特別対策事業費補助金(1/2)	3,400

第16款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説	明
(障害福祉課)	8,392
障害者自立支援給付費等負担金(1/4)	8,392
(障害福祉課)	7,095
児童保護費等負担金(1/4)	7,095
(保険年金課)	2,031
国民健康保険基盤安定負担金保険税軽減分(3/4)	△1,050
国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分(1/4)	3,081

第17款 都 支 出 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
	計	6,390,687	17,518	6,408,205		

第19款 寄 附 金 (補正額 200 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	寄 附 金	15,523	200	15,723		
	1 総務費寄附金	15,523	150	15,673		
					2 総務管理費寄附金	150
	4 土木費寄附金	0	50	50		
					1 都市計画費寄附金	50
	計	15,523	200	15,723		

第20款 繰 入 金 (補正額 30,261 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	1,024,742	30,261	1,055,003		
	1 財政調整基金繰入金	680,922	30,261	711,183		
					1 財政調整基金繰入金	30,261
	計	1,024,742	30,261	1,055,003		

(単位：千円)

説	明

第17款 都 支 出 金

(単位：千円)

説	明
(総務契約課)	150
感染症対策指定寄附金	150
(土木課)	50
ホタル育成事業指定寄附金	50

第19款 寄 附 金

(単位：千円)

説	明
(財政課)	30,261
財政調整基金繰入金	30,261

第20款 繰 入 金

第23款 市 債 (補正額 0 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市 債	3,130,452	0	3,130,452		
	6 教 育 債	2,097,800	△103,200	1,994,600		
					3 学 校 給 食 債	△103,200
	8 減 収 補 填 債	0	103,200	103,200		
					1 減 収 補 填 債	103,200
	計	3,130,452	0	3,130,452		

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 第一調理場建替移転事業債	△103,200 △103,200
(財政課) 減収補填債	103,200 103,200

第23款 市

債

第3款 民生費 (補正額 68,263 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	4,988,343	39,530	5,027,873	22,943	10,423	0	0	6,164
	2 心身障害者福祉費	1,694,472	33,568	1,728,040	16,783	8,392	0	0	8,393
					16,783	8,392	0	0	8,393
	5 国民健康保険事業費	934,235	5,962	940,197	6,160	2,031	0	0	△2,229
					6,160	2,031	0	0	△2,229
2	児童福祉費	9,765,815	28,382	9,794,197	14,191	7,095	0	0	7,096
	2 児童処遇費	8,504,499	28,382	8,532,881	14,191	7,095	0	0	7,096
					14,191	7,095	0	0	7,096
4	国民年金費	33,150	351	33,501	0	0	0	0	351
	1 年金総務費	33,150	351	33,501	0	0	0	0	351
					0	0	0	0	351
	計	16,992,691	68,263	17,060,954	37,134	17,518	0	0	13,611

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 扶 助 費	33,568	5 自立支援給付等事業（障害福祉課） 33,568
		19 扶助費 33,568
		障害介護給付費 33,568
27 繰 出 金	5,962	2 国民健康保険事業特別会計繰出金（保険年金課） 5,962
		27 繰出金 5,962
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金 △4,961
		保険基盤安定繰出金 10,923
19 扶 助 費	28,382	5 障害児支援事業（障害福祉課） 28,382
		19 扶助費 28,382
		障害児通所給付費 28,382
22 償還金利子及び 割 引 料	351	2 一般事務費（保険年金課） 351
		22 償還金利子及び割引料 351
		平成31年度年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取 扱交付金国庫委託金返還金 351

第3款 民 生 費

第10款 教育費 (補正額 22,400 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2	小 学 校 費	1,583,034	15,600	1,598,634	7,800	0	0	0	7,800
	1 学 校 管 理 費	475,539	15,300	490,839	7,650	0	0	0	7,650
					7,650	0	0	0	7,650
	2 教 育 振 興 費	591,946	300	592,246	150	0	0	0	150
					150	0	0	0	150
3	中 学 校 費	861,210	6,800	868,010	3,400	0	0	0	3,400
	1 学 校 管 理 費	276,179	6,800	282,979	3,400	0	0	0	3,400
					3,400	0	0	0	3,400
	計	7,365,467	22,400	7,387,867	11,200	0	0	0	11,200

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10需用費	15,143	1 小学校管理運営費 (教育総務課) 15,300
1 消耗品費	15,143	10需用費 15,143
17備品購入費	157	①消耗品費 15,143
		第一小学校 1,600
		第二小学校 800
		第三小学校 1,600
		第四小学校 1,600
		第六小学校 1,043
		第七小学校 1,600
		向陽台小学校 1,200
		城山小学校 800
		長峰小学校 900
		若葉台小学校 1,600
		平尾小学校 1,600
		南山小学校 800
		17備品購入費 157
		管理用 (第六小学校) 157
10需用費	300	1 小学校教育振興費 (教育総務課) 300
1 消耗品費	300	10需用費 300
		①消耗品費 300
		振興用 (長峰小学校) 300
10需用費	5,600	1 中学校管理運営費 (教育総務課) 6,800
1 消耗品費	5,600	10需用費 5,600
17備品購入費	1,200	①消耗品費 5,600
		第二中学校 800
		第三中学校 1,600
		第四中学校 800
		第五中学校 1,200
		第六中学校 1,200
		17備品購入費 1,200
		管理用 (第一中学校) 1,200

第10款 教 育 費

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	13,717,395	13,788,627	2,546,600	1,097,757	15,237,470
補正額			△ 103,200		△ 103,200
計	13,717,395	13,788,627	2,443,400	1,097,757	15,134,270
(7) 教育債					
補正前	9,111,907	9,152,927	2,097,800	664,064	10,586,663
補正額			△ 103,200		△ 103,200
計	9,111,907	9,152,927	1,994,600	664,064	10,483,463
2 その他					
補正前	10,405,815	10,237,592	583,852	835,369	9,986,075
補正額			103,200		103,200
計	10,405,815	10,237,592	687,052	835,369	10,089,275
(4) 減収補填債					
補正前	0	0	0	0	0
補正額			103,200		103,200
計	0	0	103,200	0	103,200
合 計					
補正前	24,123,210	24,026,219	3,130,452	1,933,126	25,223,545
補正額			0		0
計	24,123,210	24,026,219	3,130,452	1,933,126	25,223,545

第11号議案

令和 2 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,537,660	△76,066	1,461,594
	1 国民健康保険税	1,537,660	△76,066	1,461,594
4 国庫支出金		11,972	37,050	49,022
	1 国庫補助金	11,972	37,050	49,022
5 都支出金		5,150,007	33,054	5,183,061
	1 都補助金	5,150,006	33,054	5,183,060
7 繰入金		881,640	5,962	887,602
	1 他会計繰入金	881,639	5,962	887,601
歳 入 合 計		7,596,820	0	7,596,820

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費 納付金		2,471,118	0	2,471,118
	1 医療給付費分	1,681,640	0	1,681,640
5 保健事業費		102,441	0	102,441
	1 特定健康診査等事業費	90,292	0	90,292
歳 出 合 計		7,596,820	0	7,596,820

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 1 款 国民健康保険税 (補正額 △76,066 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
	目				区 分	金 額
	1 国民健康保険税	1,537,660	△76,066	1,461,594		
	1 一般被保険者 国民健康保険税	1,537,539	△76,066	1,461,473		
					1 医療給付費分 現年課税分	△50,423
					2 後期高齢者支援 金分現年課税分	△12,146
					3 介護納付金分 現年課税分	△13,497
	計	1,537,660	△76,066	1,461,594		

第 4 款 国庫支出金 (補正額 37,050 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
	目				区 分	金 額
	1 国庫補助金	11,972	37,050	49,022		
	1 災害臨時特例 補助金	6,472	37,050	43,522		
					1 災害臨時特例 補助金	37,050
	計	11,972	37,050	49,022		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	△50,423
一般被保険者医療給付費分保険税	△50,423
普通徴収分	△50,423
(保険年金課)	△12,146
一般被保険者後期高齢者支援金分保険税	△12,146
普通徴収分	△12,146
(保険年金課)	△13,497
一般被保険者介護納付金分保険税	△13,497
普通徴収分	△13,497

第1款 国 民 健 康 保 険 税

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	37,050
災害臨時特例補助金	37,050

第4款 国 庫 支 出 金

第5款 都支出金 (補正額 33,054 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 補 助 金	5,150,006	33,054	5,183,060		
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	5,063,511	27,667	5,091,178		
					2 特 別 交 付 金	27,667
	2 市 町 村 国 民 健 康 保 険 都 費 補 助 金	86,495	5,387	91,882		
					1 市 町 村 国 民 健 康 保 険 都 費 補 助 金	5,387
	計	5,150,007	33,054	5,183,061		

第7款 繰入金 (補正額 5,962 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	881,639	5,962	887,601		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	881,639	5,962	887,601		
					1 一 般 繰 入 金	△4,961
					2 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金 (保 険 税 軽 減 分)	△1,399
					3 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金 (保 険 者 支 援 分)	12,322
	計	881,640	5,962	887,602		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	27,667
保険者努力支援分	△4,892
特別調整交付金分(市町村分)	39,016
特定健康診査等負担金	△6,457
(保険年金課)	5,387
市町村国民健康保険都費補助金	5,387

第5款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	△4,961
一般繰入金	△4,961
(保険年金課)	△1,399
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	△1,399
(保険年金課)	12,322
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	12,322

第7款 繰 入 金

第12号議案

令和 2 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和 2 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 都 支 出 金		173,675	△5,450	168,225
	1 都 補 助 金	173,675	△5,450	168,225
4 繰 入 金		1,074,382	5,450	1,079,832
	1 他 会 計 繰 入 金	1,074,382	5,450	1,079,832
歳 入 合 計		1,426,269	0	1,426,269

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事 業 費		1,319,155	0	1,319,155
	1 事 業 費	1,319,155	0	1,319,155
歳 出 合 計		1,426,269	0	1,426,269

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	稲城榎戸地区事業費	23,966

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第3款 都支出金 (補正額 △5,450 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 補 助 金	173,675	△5,450	168,225		
	1 区画整理補助金	173,675	△5,450	168,225		
					1 複 戸 区 画 整 理 補 助 金	△5,450
	計	173,675	△5,450	168,225		

第4款 繰入金 (補正額 5,450 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	1,074,382	5,450	1,079,832		
	1 一般会計繰入金	1,074,382	5,450	1,079,832		
					1 一般会計繰入金	5,450
	計	1,074,382	5,450	1,079,832		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	△5,450
稲城榎戸士地区画整理事業補助金(2.5/10・10/10)	△5,450

第3款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	5,450
一般会計繰入金	5,450

第4款 繰 入 金

第20号議案

稲城市監査委員の選任について

上記の議案を提出する。

令和3年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市監査委員 軍司 信一 の任期が令和3年3月31日付けで満了することに伴い、後任者を選任する必要があるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市監査委員の選任について

次の者を稲城市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
牧 修	稲城市東長沼279番地	昭和38年9月8日

第21号議案

稲城市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和3年2月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線を廃止する。

整理番号	路線名	起 点	終 点
1	市道1315号線	坂浜1381番地先	坂浜1371番2地先
2	市道1316号線	坂浜1381番地先	坂浜1381番2地先

第22号議案

令和3年度

東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）

令和 3 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 154,212千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,763,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		5,541,874	154,212	5,696,086
	2 国庫補助金	344,605	154,212	498,817
歳 入 合 計		35,609,000	154,212	35,763,212

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,248,024	11,530	3,259,554
	1 総務管理費	2,515,805	11,530	2,527,335
3 民生費		16,432,468	10,683	16,443,151
	1 社会福祉費	5,000,109	377	5,000,486
	2 児童福祉費	9,226,346	10,306	9,236,652
4 衛生費		3,021,313	382	3,021,695
	1 保健衛生費	1,580,125	179	1,580,304
	2 清掃費	1,441,188	203	1,441,391
5 労働費		26,434	722	27,156
	1 労働諸費	26,434	722	27,156
9 消費費		1,151,016	1,374	1,152,390
	1 消費費	1,151,016	1,374	1,152,390

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		4,592,962	129,521	4,722,483
	1 教 育 総 務 費	386,822	31	386,853
	2 小 学 校 費	1,090,354	3,536	1,093,890
	3 中 学 校 費	705,733	1,708	707,441
	5 社 会 教 育 費	1,074,148	1,810	1,075,958
	6 保 健 体 育 費	1,284,608	122,436	1,407,044
歳 出 合 計		35,609,000	154,212	35,763,212

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第16款 国庫支出金 (補正額 154,212 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	国庫補助金	344,605	154,212	498,817		
	6 総務費国庫補助金	57,177	154,212	211,389		
					1 総務管理費補助金	154,212
	計	5,541,874	154,212	5,696,086		

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	154,212
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	154,212

第16款 国 庫 支 出 金

歳 出

第 2 款 総 務 費 (補正額 11,530 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	2,515,805	11,530	2,527,335	11,530	0	0	0	0
	1 一 般 管 理 費	1,864,198	7,521	1,871,719	7,521	0	0	0	0
					313	0	0	0	0
					7,208	0	0	0	0
	8 支 所 及 び 出 張 所 費	7,087	370	7,457	370	0	0	0	0
					159	0	0	0	0
					211	0	0	0	0
	9 電 算 管 理 費	453,952	3,313	457,265	3,313	0	0	0	0
					3,313	0	0	0	0

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
12	委託料	3,244	11 役務費	69
			通信運搬費	69
			電話料	69
			12 委託料	3,244
			システム開発委託	1,430
			機器保守点検委託	1,814
10	需用費	12	1 平和都市宣言関係事業（市民協働課）	5
			10 需用費	5
	1 消耗品費	12	① 消耗品費	5
			事業用	5
12	委託料	314	4 地域振興プラザ関係事業（市民協働課）	314
			12 委託料	314
			地域振興プラザ指定管理料	314
			9 青少年指導者養成事業（児童青少年課）	7
			10 需用費	7
			① 消耗品費	7
			事業用	7
				0

第2款 総 務 費

第3款 民生費 (補正額 10,683 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	5,000,109	377	5,000,486	377	0	0	0	0
	4 福祉センター費	23,809	377	24,186	377	0	0	0	0
					377	0	0	0	0
2	児童福祉費	9,226,346	10,306	9,236,652	10,306	0	0	0	0
	1 児童福祉総務費	489,970	103	490,073	103	0	0	0	0
					103	0	0	0	0
	3 保育所費	33,180	203	33,383	203	0	0	0	0
					203	0	0	0	0
	4 児童館費	82,377	2,500	84,877	2,500	0	0	0	0
					2,500	0	0	0	0
	5 学童クラブ費	292,666	7,500	300,166	7,500	0	0	0	0
					7,500	0	0	0	0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12委託料	377	1 稲城市福祉センター事業（生活福祉課）	377
		12委託料	377
		人感センサー設置委託	377
10需用費	57	3 子ども家庭支援センター運営事業（子ども家庭支援センター課）	103
1 消耗品費	57	10需用費	57
		①消耗品費	57
		事務用	57
12委託料	46	12委託料	46
		人感センサー設置委託	46
12委託料	203	1 公立保育所等運営事業（子育て支援課）	203
		12委託料	203
		人感センサー設置委託	203
10需用費	1,500	2 児童館運営事業（児童青少年課）	2,500
1 消耗品費	1,500	10需用費	1,500
		①消耗品費	1,500
		第三児童館	500
		第四児童館	500
		城山児童館	500
18負担金補助及び 交付金	1,000	18負担金補助及び交付金	1,000
		児童館新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金	1,000
10需用費	2,500	1 学童クラブ運営事業（児童青少年課）	7,500
1 消耗品費	2,500	10需用費	2,500
		①消耗品費	2,500
		城山小学校学童クラブ	500
		第四文化センター学童クラブ	500
		第四小学校学童クラブ	500
18負担金補助及び 交付金	5,000		

第3款 民 生 費

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
10需用費	146	3	乳幼児等健康診査事業（健康課）	146
			10需用費	146
9医薬材料費	146	⑨	医薬材料費 事業用	146 146
10需用費	33	2	感染症予防事業（健康課）	33
			10需用費	33
1消耗品費	33	①	消耗品費 事業用	33 33
10需用費	203	1	清掃思想普及事業（生活環境課）	203
			10需用費	203
1消耗品費	203	①	消耗品費 事業用	203 203

第4款 衛 生 費

第10款 教育費 (補正額 129,521 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	教育総務費	386,822	31	386,853	31	0	0	0	0
	2 事務局費	215,063	31	215,094	31	0	0	0	0
					31	0	0	0	0
2	小学校費	1,090,354	3,536	1,093,890	3,536	0	0	0	0
	1 学校管理費	341,101	3,536	344,637	3,536	0	0	0	0
					3,416	0	0	0	0
					120	0	0	0	0
3	中学校費	705,733	1,708	707,441	1,708	0	0	0	0
	1 学校管理費	281,696	1,708	283,404	1,708	0	0	0	0
					1,708	0	0	0	0
5	社会教育費	1,074,148	1,810	1,075,958	1,810	0	0	0	0
	1 社会教育総務費	311,528	185	311,713	185	0	0	0	0
					72	0	0	0	0
					113	0	0	0	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10需用費	31	2 教育委員会事務局運営費 (学務課) 31
1 消耗品費	31	10需用費 31
		①消耗品費 31
		事業用 31
10需用費	120	1 小学校管理運営費 (教育総務課) 3,416
1 消耗品費	120	17備品購入費 3,416
		管理用 (共通施設用) 3,416
17備品購入費	3,416	6 学校等開放経費 (教育総務課) 120
		10需用費 120
		①消耗品費 120
		事業用 120
17備品購入費	1,708	1 中学校管理運営費 (教育総務課) 1,708
		17備品購入費 1,708
		管理用 (共通施設用) 1,708
10需用費	185	5 成人式経費 (生涯学習課) 72
1 消耗品費	185	10需用費 72
		①消耗品費 72
		事業用 72
		8 放課後子ども教室事業 (生涯学習課) 113
		10需用費 113
		①消耗品費 113
		事業用 113

第10款 教 育 費

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳								
					特 定 財 源				一般財源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他					
5	3 公 民 館 費	113,815	327	114,142	327	0	0	0	0				
					244	0	0	0	0				
					83	0	0	0	0				
	4 図 書 館 費	253,640	1,298	254,938	1,298	0	0	0	0				
					1,298	0	0	0	0				
6	保 健 体 育 費	1,284,608	122,436	1,407,044	122,436	0	0	0	0				
					2 体 育 施 設 費	257,062	121,851	378,913	121,851	0	0	0	0
									28,285	0	0	0	0
	93,566	0	0	0					0				
	3 学 校 給 食 費	843,992	585	844,577	585	0	0	0	0				
					585	0	0	0	0				

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10需用費	327	2 文化センター管理運営費（生涯学習課）	244
1 消耗品費	327	10需用費	244
		①消耗品費	244
		中央公民館	50
		第二公民館	51
		第三公民館	20
		第四公民館	58
		城山公民館	65
		3 公民館主催事業（生涯学習課）	83
		10需用費	83
		①消耗品費	83
		中央公民館	83
10需用費	159	1 図書館事業（図書館課）	1,298
1 消耗品費	159	10需用費	159
		①消耗品費	159
		事業用	159
17備品購入費	1,139	17備品購入費	1,139
		施設用	1,139
12委託料	521	2 社会体育施設管理運営経費（建築保全課）	28,285
14工事請負費	121,330	12委託料	521
		ふれんど平尾体育館バスケットゴール部材検討業務委託	521
		14工事請負費	27,764
		ふれんど平尾体育館空調設備設置工事	
		ふれんど平尾体育館バスケットゴール設置工事	
		3 市立公園内体育施設管理運営経費（建築保全課）	93,566
		14工事請負費	93,566
		稲城中央公園総合体育館空調設備設置工事	
10需用費	267	2 管理運営費（学校給食課）	585
		10需用費	267

第10款 教 育 費

